2020年12月25日

三菱原子燃料㈱

6次申請　第1回補正と12月18日面談コメント反映案の比較（追加分）

（第1回補正申請書の頁番号順に並べております）

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
表1-1-3 付属建物第2廃棄物処理所　仕様表(6/17) [illegible]	表1-1-3 付属建物第2廃棄物処理所　仕様表(6/17) [illegible]	コメント No.2787（NRA コメント Nc.1218-外部衝撃（建）3）を反映

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
表1-1-3 付属建物第2廃棄物処理所　仕様表(15/17) （略）	表1-1-3 付属建物第2廃棄物処理所　仕様表(15/17) （略）	コメント No.2787（NRA コメント No.1218-外部衝撃（建）3）を反映 （今回の修正箇所を雲囲いで示す）

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
表1建-1-1　付属廃設独立遮蔽壁(1)　仕様表(2/3) （略） 表1建-1-1　付属廃設独立遮蔽壁(1)　仕様表(2/3) （略）		コメント No.2791（NRA コメント No.1218-外部衝撃（建）7）を反映

6 次申請　第 1 回補正（三原燃第 20-0491 号）	12 月 18 日面談コメント反映案	備考
表 1 建－1－1－2　付属廃棄物独立貯蔵庫(2)　仕様表(2/3) （略） [illegible]	表 1 建－1－1－2　付属廃棄物独立貯蔵庫(2)　仕様表(2/3) （略） [illegible]	コメント No.2791（NRA コメント No.1218-外部衝撃（建）7）を反映

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
表1 建－1－1－3　付属施設独立冷蔵庫(3)　仕様表(2/3) （略） [19.1-建2] （略） [19.2-建6] （略） [19.2-建7] （略） [19.2-建8] （略） [19.2-建9] （略） [19.2-建10] （略） [19.2-建11] （略） [19.2-建12] （略） [19.2-建13] （略） [19.2-建14] （略） [19.2-建15] （略） [19.2-建16] （略） [19.2-建17] （略） [19.2-建18] （略） [19.2-建19] （略） [19.2-建20] （略） [19.2-建21] （略） [19.2-建22] （略） [19.2-建23] （略） [19.2-建24] （略） [19.2-建25] （略） [19.2-建26] （略） [19.2-建27] （略） [19.2-建28] （略） [19.2-建29] （略） [19.2-建30] （略） [19.2-建31] （略） [19.2-建32] （略） [19.2-建33] （略） [19.2-建34] （略） [19.2-建35] （略） [19.2-建36] （略） [19.2-建37] （略） [19.2-建38] （略） [19.2-建39] （略） [19.2-建40] （略） [19.2-建41] （略） [19.2-建42] （略） [19.2-建43] （略） [19.2-建44] （略） [19.2-建45] （略） [19.2-建46] （略） [19.2-建47] （略） [19.2-建48] （略） [19.2-建49] （略） [19.2-建50] （略） [19.2-建51] （略） [19.2-建52] （略） [19.2-建53] （略） [19.2-建54] （略） [19.2-建55] （略） [19.2-建56] （略） [19.2-建57] （略） [19.2-建58] （略） [19.2-建59] （略） [19.2-建60] （略） [19.2-建61] （略） [19.2-建62] （略） [19.2-建63] （略） [19.2-建64] （略） [19.2-建65] （略） [19.2-建66] （略） [19.2-建67] （略） [19.2-建68] （略） [19.2-建69] （略） [19.2-建70] （略） [19.2-建71] （略） [19.2-建72] （略） [19.2-建73] （略） [19.2-建74] （略） [19.2-建75] （略） [19.2-建76] （略） [19.2-建77] （略） [19.2-建78] （略） [19.2-建79] （略） [19.2-建80] （略） [19.2-建81] （略） [19.2-建82] （略） [19.2-建83] （略） [19.2-建84] （略） [19.2-建85] （略） [19.2-建86] （略） [19.2-建87] （略） [19.2-建88] （略） [19.2-建89] （略） [19.2-建90] （略） [19.2-建91] （略） [19.2-建92] （略） [19.2-建93] （略） [19.2-建94] （略） [19.2-建95] （略） [19.2-建96] （略） [19.2-建97] （略） [19.2-建98] （略） [19.2-建99] （略） [19.2-建100] （略） [19.2-建101] （略） [19.2-建102] （略） [19.2-建103] （略） [19.2-建104] （略） [19.2-建105] （略） [19.2-建106] （略） [19.2-建107] （略） [19.2-建108] （略） [19.2-建109] （略） [19.2-建110] （略） [19.2-建111] （略） [19.2-建112] （略） [19.2-建113] （略） [19.2-建114] （略） [19.2-建115] （略） [19.2-建116] （略） [19.2-建117] （略） [19.2-建118] （略） [19.2-建119] （略） [19.2-建120] （略） [19.2-建121] （略） [19.2-建122] （略） [19.2-建123] （略） [19.2-建124] （略） [19.2-建125] （略） [19.2-建126] （略） [19.2-建127] （略） [19.2-建128] （略） [19.2-建129] （略） [19.2-建130] （略） [19.2-建131] （略） [19.2-建132] （略） [19.2-建133] （略） [19.2-建134] （略） [19.2-建135] （略） [19.2-建136] （略） [19.2-建137] （略） [19.2-建138] （略） [19.2-建139] （略） [19.2-建140] （略） [19.2-建141] （略） [19.2-建142] （略） [19.2-建143] （略） [19.2-建144] （略） [19.2-建145] （略） [19.2-建146] （略） [19.2-建147] （略） [19.2-建148] （略） [19.2-建149] （略） [19.2-建150] （略） [19.2-建151] （略） [19.2-建152] （略） [19.2-建153] （略） [19.2-建154] （略） [19.2-建155] （略） [19.2-建156] （略） [19.2-建157] （略） [19.2-建158] （略） [19.2-建159] （略） [19.2-建160] （略） [19.2-建161] （略） [19.2-建162] （略） [19.2-建163] （略） [19.2-建164] （略） [19.2-建165] （略） [19.2-建166] （略） [19.2-建167] （略） [19.2-建168] （略） [19.2-建169] （略） [19.2-建170] （略） [19.2-建171] （略） [19.2-建172] （略） [19.2-建173] （略） [19.2-建174] （略） [19.2-建175] （略） [19.2-建176] （略） [19.2-建177] （略） [19.2-建178] （略） [19.2-建179] （略） [19.2-建180] （略） [19.2-建181] （略） [19.2-建182] （略） [19.2-建183] （略） [19.2-建184] （略） [19.2-建185] （略） [19.2-建186] （略） [19.2-建187] （略） [19.2-建188] （略） [19.2-建189] （略） [19.2-建190] （略） [19.2-建191] （略） [19.2-建192] （略） [19.2-建193] （略） [19.2-建194] （略） [19.2-建195] （略） [19.2-建196] （略） [19.2-建197] （略） [19.2-建198] （略） [19.2-建199] （略） [19.2-建200] （略） [19.2-建201] （略） [19.2-建202] （略） [19.2-建203] （略） [19.2-建204] （略） [19.2-建205] （略） [19.2-建206] （略） [19.2-建207] （略） [19.2-建208] （略） [19.2-建209] （略） [19.2-建210] （略） [19.2-建211] （略） [19.2-建212] （略） [19.2-建213] （略） [19.2-建214] （略） [19.2-建215] （略） [19.2-建216] （略） [19.2-建217] （略） [19.2-建218] （略） [19.2-建219] （略） [19.2-建220] （略） [19.2-建221] （略） [19.2-建222] （略） [19.2-建223] （略） [19.2-建224] （略） [19.2-建225] （略） [19.2-建226] （略） [19.2-建227] （略） [19.2-建228] （略） [19.2-建229] （略） [19.2-建230] （略） [19.2-建231] （略） [19.2-建232] （略） [19.2-建233] （略） [19.2-建234] （略） [19.2-建235] （略） [19.2-建236] （略） [19.2-建237] （略） [19.2-建238] （略） [19.2-建239] （略） [19.2-建240] （略） [19.2-建241] （略） [19.2-建242] （略） [19.2-建243] （略） [19.2-建244] （略） [19.2-建245] （略） [19.2-建246] （略） [19.2-建247] （略） [19.2-建248] （略） [19.2-建249] （略） [19.2-建250] （略） [19.2-建251] （略） [19.2-建252] （略） [19.2-建253] （略） [19.2-建254] （略） [19.2-建255] （略） [19.2-建256] （略） [19.2-建257] （略） [19.2-建258] （略） [19.2-建259] （略） [19.2-建260] （略） [19.2-建261] （略） [19.2-建262] （略） [19.2-建263] （略） [19.2-建264] （略） [19.2-建265] （略） [19.2-建266] （略） [19.2-建267] （略） [19.2-建268] （略） [19.2-建269] （略） [19.2-建270] （略） [19.2-建271] （略） [19.2-建272] （略） [19.2-建273] （略） [19.2-建274] （略） [19.2-建275] （略） [19.2-建276] （略） [19.2-建277] （略） [19.2-建278] （略） [19.2-建279] （略） [19.2-建280] （略） [19.2-建281] （略） [19.2-建282] （略） [19.2-建283] （略） [19.2-建284] （略） [19.2-建285] （略） [19.2-建286] （略） [19.2-建287] （略） [19.2-建288] （略） [19.2-建289] （略） [19.2-建290] （略） [19.2-建291] （略） [19.2-建292] （略） [19.2-建293] （略） [19.2-建294] （略） [19.2-建295] （略） [19.2-建296] （略） [19.2-建297] （略） [19.2-建298] （略） [19.2-建299] （略） [19.2-建300] （略） [19.2-建301] （略） [19.2-建302] （略） [19.2-建303] （略） [19.2-建304] （略） [19.2-建305] （略） [19.2-建306] （略） [19.2-建307] （略） [19.2-建308] （略） [19.2-建309] （略） [19.2-建310] （略） [19.2-建311] （略） [19.2-建312] （略） [19.2-建313] （略） [19.2-建314] （略） [19.2-建315] （略） [19.2-建316] （略） [19.2-建317] （略） [19.2-建318] （略） [19.2-建319] （略） [19.2-建320] （略） [19.2-建321] （略） [19.2-建322] （略） [19.2-建323] （略） [19.2-建324] （略） [19.2-建325] （略） [19.2-建326] （略） [19.2-建327] （略） [19.2-建328] （略） [19.2-建329] （略） [19.2-建330] （略） [19.2-建331] （略） [19.2-建332] （略） [19.2-建333] （略） [19.2-建334] （略） [19.2-建335] （略） [19.2-建336] （略） [19.2-建337] （略） [19.2-建338] （略） [19.2-建339] （略） [19.2-建340] （略） [19.2-建341] （略） [19.2-建342] （略） [19.2-建343] （略） [19.2-建344] （略） [19.2-建345] （略） [19.2-建346] （略） [19.2-建347] （略） [19.2-建348] （略） [19.2-建349] （略） [19.2-建350] （略） [19.2-建351] （略） [19.2-建352] （略） [19.2-建353] （略） [19.2-建354] （略） [19.2-建355] （略） [19.2-建356] （略） [19.2-建357] （略） [19.2-建358] （略） [19.2-建359] （略） [19.2-建360] （略） [19.2-建361] （略） [19.2-建362] （略） [19.2-建363] （略） [19.2-建364] （略） [19.2-建365] （略） [19.2-建366] （略） [19.2-建367] （略） [19.2-建368] （略） [19.2-建369] （略） [19.2-建370] （略） [19.2-建371] （略） [19.2-建372] （略） [19.2-建373] （略） [19.2-建374] （略） [19.2-建375] （略） [19.2-建376] （略） [19.2-建377] （略） [19.2-建378] （略） [19.2-建379] （略） [19.2-建380] （略） [19.2-建381] （略） [19.2-建382] （略） [19.2-建383] （略） [19.2-建384] （略） [19.2-建385] （略） [19.2-建386] （略） [19.2-建387] （略） [19.2-建388] （略） [19.2-建389] （略） [19.2-建390] （略） [19.2-建391] （略） [19.2-建392] （略） [19.2-建393] （略） [19.2-建394] （略） [19.2-建395] （略） [19.2-建396] （略） [19.2-建397] （略） [19.2-建398] （略） [19.2-建399] （略） [19.2-建400] （略） [19.2-建401] （略） [19.2-建402] （略） [19.2-建403] （略） [19.2-建404] （略） [19.2-建405] （略） [19.2-建406] （略） [19.2-建407] （略） [19.2-建408] （略） [19.2-建409] （略） [19.2-建410] （略） [19.2-建411] （略） [19.2-建412] （略） [19.2-建413] （略） [19.2-建414] （略） [19.2-建415] （略） [19.2-建416] （略） [19.2-建417] （略） [19.2-建418] （略） [19.2-建419] （略） [19.2-建420] （略） [19.2-建421] （略） [19.2-建422] （略） [19.2-建423] （略） [19.2-建424] （略） [19.2-建425] （略） [19.2-建426] （略） [19.2-建427] （略） [19.2-建428] （略） [19.2-建429] （略） [19.2-建430] （略） [19.2-建431] （略） [19.2-建432] （略） [19.2-建433] （略） [19.2-建434] （略） [19.2-建435] （略） [19.2-建436] （略） [19.2-建437] （略） [19.2-建438] （略） [19.2-建439] （略） [19.2-建440] （略） [19.2-建441] （略） [19.2-建442] （略） [19.2-建443] （略） [19.2-建444] （略） [19.2-建445] （略） [19.2-建446] （略） [19.2-建447] （略） [19.2-建448] （略） [19.2-建449] （略） [19.2-建450] （略） [19.2-建451] （略） [19.2-建452] （略） [19.2-建453] （略） [19.2-建454] （略） [19.2-建455] （略） [19.2-建456] （略） [19.2-建457] （略） [19.2-建458] （略） [19.2-建459] （略） [19.2-建460] （略） [19.2-建461] （略） [19.2-建462] （略） [19.2-建463] （略） [19.2-建464] （略） [19.2-建465] （略） [19.2-建466] （略） [19.2-建467] （略） [19.2-建468] （略） [19.2-建469] （略） [19.2-建470] （略） [19.2-建471] （略） [19.2-建472] （略） [19.2-建473] （略） [19.2-建474] （略） [19.2-建475] （略） [19.2-建476] （略） [19.2-建477] （略） [19.2-建478] （略） [19.2-建479] （略） [19.2-建480] （略） [19.2-建481] （略） [19.2-建482] （略） [19.2-建483] （略） [19.2-建484] （略） [19.2-建485] （略） [19.2-建486] （略） [19.2-建487] （略） [19.2-建488] （略） [19.2-建489] （略） [19.2-建490] （略） [19.2-建491] （略） [19.2-建492] （略） [19.2-建493] （略） [19.2-建494] （略） [19.2-建495] （略） [19.2-建496] （略） [19.2-建497] （略） [19.2-建498] （略） [19.2-建499] （略） [19.2-建500] （略） [19.2-建501] （略） [19.2-建502] （略） [19.2-建503] （略） [19.2-建504] （略） [19.2-建505] （略） [19.2-建506] （略） [19.2-建507] （略） [19.2-建508] （略） [19.2-建509] （略） [19.2-建510] （略） [19.2-建511] （略） [19.2-建512] （略） [19.2-建513] （略） [19.2-建514] （略） [19.2-建515] （略） [19.2-建516] （略） [19.2-建517] （略） [19.2-建518] （略） [19.2-建519] （略） [19.2-建520] （略） [19.2-建521] （略） [19.2-建522] （略） [19.2-建523] （略） [19.2-建524] （略） [19.2-建525] （略） [19.2-建526] （略） [19.2-建527] （略） [19.2-建528] （略） [19.2-建529] （略） [19.2-建530] （略） [19.2-建531] （略） [19.2-建532] （略） [19.2-建533] （略） [19.2-建534] （略） [19.2-建535] （略） [19.2-建536] （略） [19.2-建537] （略） [19.2-建538] （略） [19.2-建539] （略） [19.2-建540] （略） [19.2-建541] （略） [19.2-建542] （略） [19.2-建543] （略） [19.2-建544] （略） [19.2-建545] （略） [19.2-建546] （略） [19.2-建547] （略） [19.2-建548] （略） [19.2-建549] （略） [19.2-建550] （略） [19.2-建551] （略） [19.2-建552] （略） [19.2-建553] （略） [19.2-建554] （略） [19.2-建555] （略） [19.2-建556] （略） [19.2-建557] （略） [19.2-建558] （略） [19.2-建559] （略） [19.2-建560] （略） [19.2-建561] （略） [19.2-建562] （略） [19.2-建563] （略） [19.2-建564] （略） [19.2-建565] （略） [19.2-建566] （略） [19.2-建567] （略） [19.2-建568] （略） [19.2-建569] （略） [19.2-建570] （略） [19.2-建571] （略） [19.2-建572] （略） [19.2-建573] （略） [19.2-建574] （略） [19.2-建575] （略） [19.2-建576] （略） [19.2-建577] （略） [19.2-建578] （略） [19.2-建579] （略） [19.2-建580] （略） [19.2-建581] （略） [19.2-建582] （略） [19.2-建583] （略） [19.2-建584] （略） [19.2-建585] （略） [19.2-建586] （略） [19.2-建587] （略） [19.2-建588] （略） [19.2-建589] （略） [19.2-建590] （略） [19.2-建591] （略） [19.2-建592] （略） [19.2-建593] （略） [19.2-建594] （略） [19.2-建595] （略） [19.2-建596] （略） [19.2-建597] （略） [19.2-建598] （略） [19.2-建599] （略） [19.2-建600] （略） [19.2-建601] （略） [19.2-建602] （略） [19.2-建603] （略） [19.2-建604] （略） [19.2-建605] （略） [19.2-建606] （略） [19.2-建607] （略） [19.2-建608] （略） [19.2-建609] （略） [19.2-建610] （略） [19.2-建611] （略） [19.2-建612] （略） [19.2-建613] （略） [19.2-建614] （略） [19.2-建615] （略） [19.2-建616] （略） [19.2-建617] （略） [19.2-建618] （略） [19.2-建619] （略） [19.2-建620] （略） [19.2-建621] （略） [19.2-建622] （略） [19.2-建623] （略） [19.2-建624] （略） [19.2-建625] （略） [19.2-建626] （略） [19.2-建627] （略） [19.2-建628] （略） [19.2-建629] （略） [19.2-建630] （略） [19.2-建631] （略） [19.2-建632] （略） [19.2-建633] （略） [19.2-建634] （略） [19.2-建635] （略） [19.2-建636] （略） [19.2-建637] （略） [19.2-建638] （略） [19.2-建639] （略） [19.2-建640] （略） [19.2-建641] （略） [19.2-建642] （略） [19.2-建643] （略） [19.2-建644] （略） [19.2-建645] （略） [19.2-建646] （略） [19.2-建647] （略） [19.2-建648] （略） [19.2-建649] （略） [19.2-建650] （略） [19.2-建651] （略） [19.2-建652] （略） [19.2-建653] （略） [19.2-建654] （略） [19.2-建655] （略） [19.2-建656] （略） [19.2-建657] （略） [19.2-建658] （略） [19.2-建659] （略） [19.2-建660] （略） [19.2-建661] （略） [19.2-建662] （略） [19.2-建663] （略） [19.2-建664] （略） [19.2-建665] （略） [19.2-建666] （略） [19.2-建667] （略） [19.2-建668] （略） [19.2-建669] （略） [19.2-建670] （略） [19.2-建671] （略） [19.2-建672] （略） [19.2-建673] （略） [19.2-建674] （略） [19.2-建675] （略） [19.2-建676] （略） [19.2-建677] （略） [19.2-建678] （略） [19.2-建679] （略） [19.2-建680] （略） [19.2-建681] （略） [19.2-建682] （略） [19.2-建683] （略） [19.2-建684] （略） [19.2-建685] （略） [19.2-建686] （略） [19.2-建687] （略） [19.2-建688] （略） [19.2-建689] （略） [19.2-建690] （略） [19.2-建691] （略） [19.2-建692] （略） [19.2-建693] （略） [19.2-建694] （略） [19.2-建695] （略） [19.2-建696] （略） [19.2-建697] （略） [19.2-建698] （略） [19.2-建699] （略） [19.2-建700] （略） [19.2-建701] （略） [19.2-建702] （略） [19.2-建703] （略） [19.2-建704] （略） [19.2-建705] （略） [19.2-建706] （略） [19.2-建707] （略） [19.2-建708] （略） [19.2-建709] （略） [19.2-建710] （略） [19.2-建711] （略） [19.2-建712] （略） [19.2-建713] （略） [19.2-建714] （略） [19.2-建715] （略） [19.2-建716] （略） [19.2-建717] （略） [19.2-建718] （略） [19.2-建719] （略） [19.2-建720] （略） [19.2-建721] （略） [19.2-建722] （略） [19.2-建723] （略） [19.2-建724] （略） [19.2-建725] （略） [19.2-建726] （略） [19.2-建727] （略） [19.2-建728] （略） [19.2-建729] （略） [19.2-建730] （略） [19.2-建731] （略） [19.2-建732] （略） [19.2-建733] （略） [19.2-建734] （略） [19.2-建735] （略） [19.2-建736] （略） [19.2-建737] （略） [19.2-建738] （略） [19.2-建739] （略） [19.2-建740] （略） [19.2-建741] （略） [19.2-建742] （略） [19.2-建743] （略） [19.2-建744] （略） [19.2-建745] （略） [19.2-建746] （略） [19.2-建747] （略） [19.2-建748] （略） [19.2-建749] （略） [19.2-建750] （略） [19.2-建751] （略） [19.2-建752] （略） [19.2-建753] （略） [19.2-建754] （略） [19.2-建755] （略） [19.2-建756] （略） [19.2-建757] （略） [19.2-建758] （略） [19.2-建759] （略） [19.2-建760] （略） [19.2-建761] （略） [19.2-建762] （略） [19.2-建763] （略） [19.2-建764] （略） [19.2-建765] （略） [19.2-建766] （略） [19.2-建767] （略） [19.2-建768] （略） [19.2-建769] （略） [19.2-建770] （略） [19.2-建771] （略） [19.2-建772] （略） [19.2-建773] （略） [19.2-建774] （略） [19.2-建775] （略） [19.2-建776] （略） [19.2-建777] （略） [19.2-建778] （略） [19.2-建779] （略） [19.2-建780] （略） [19.2-建781] （略） [19.2-建782] （略） [19.2-建783] （略） [19.2-建784] （略） [19.2-建785] （略） [19.2-建786] （略） [19.2-建787] （略） [19.2-建788] （略） [19.2-建789] （略） [19.2-建790] （略） [19.2-建791] （略） [19.2-建792] （略） [19.2-建793] （略） [19.2-建794] （略） [19.2-建795] （略） [19.2-建796] （略） [19.2-建797] （略） [19.2-建798] （略） [19.2-建799] （略） [19.2-建800] （略） [19.2-建801] （略） [19.2-建802] （略） [19.2-建803] （略） [19.2-建804] （略） [19.2-建805] （略） [19.2-建806] （略） [19.2-建807] （略） [19.2-建808] （略） [19.2-建809] （略） [19.2-建810] （略） [19.2-建811] （略） [19.2-建812] （略） [19.2-建813] （略） [19.2-建814] （略） [19.2-建815] （略） [19.2-建816] （略） [19.2-建817] （略） [19.2-建818] （略） [19.2-建819] （略） [19.2-建820] （略） [19.2-建821] （略） [19.2-建822] （略） [19.2-建823] （略） [19.2-建824] （略） [19.2-建825] （略） [19.2-建826] （略） [19.2-建827] （略） [19.2-建828] （略） [19.2-建829] （略） [19.2-建830] （略） [19.2-建831] （略） [19.2-建832] （略） [19.2-建833] （略） [19.2-建834] （略） [19.2-建835] （略） [19.2-建836] （略） [19.2-建837] （略） [19.2-建838] （略） [19.2-建839] （略） [19.2-建840] （略） [19.2-建841] （略） [19.2-建842] （略） [19.2-建843] （略） [19.2-建844] （略） [19.2-建845] （略） [19.2-建846] （略） [19.2-建847] （略） [19.2-建848] （略） [19.2-建849] （略） [19.2-建850] （略） [19.2-建851] （略） [19.2-建852] （略） [19.2-建853] （略） [19.2-建854] （略） [19.2-建855] （略） [19.2-建856] （略） [19.2-建857] （略） [19.2-建858] （略） [19.2-建859] （略） [19.2-建860] （略） [19.2-建861] （略） [19.2-建862] （略） [19.2-建863] （略） [19.2-建864] （略） [19.2-建865] （略） [19.2-建866] （略） [19.2-建867] （略） [19.2-建868] （略） [19.2-建869] （略） [19.2-建870] （略） [19.2-建871] （略） [19.2-建872] （略） [19.2-建873] （略） [19.2-建874] （略） [19.2-建875] （略） [19.2-建876] （略） [19.2-建877] （略） [19.2-建878] （略） [19.2-建879] （略） [19.2-建880] （略） [19.2-建881] （略） [19.2-建882] （略） [19.2-建883] （略） [19.2-建884] （略） [19.2-建885] （略） [19.2-建886] （略） [19.2-建887] （略） [19.2-建888] （略） [19.2-建889] （略） [19.2-建890] （略） [19.2-建891] （略） [19.2-建892] （略） [19.2-建893] （略） [19.2-建894] （略） [19.2-建895] （略） [19.2-建896] （略） [19.2-建897] （略） [19.2-建898] （略） [19.2-建899] （略） [19.2-建900] （略） [19.2-建901] （略） [19.2-建902] （略） [19.2-建903] （略） [19.2-建904] （略） [19.2-建905] （略） [19.2-建906] （略） [19.2-建907] （略） [19.2-建908] （略） [19.2-建909] （略） [19.2-建910] （略） [19.2-建911] （略） [19.2-建912] （略） [19.2-建913] （略） [19.2-建914] （略） [19.2-建915] （略） [19.2-建916] （略） [19.2-建917] （略） [19.2-建918] （略） [19.2-建919] （略） [19.2-建920] （略） [19.2-建921] （略） [19.2-建922] （略） [19.2-建923] （略） [19.2-建924] （略） [19.2-建925] （略） [19.2-建926] （略） [19.2-建927] （略） [19.2-建928] （略） [19.2-建929] （略） [19.2-建930] （略） [19.2-建931] （略） [19.2-建932] （略） [19.2-建933] （略） [19.2-建934] （略） [19.2-建935] （略） [19.2-建936] （略） [19.2-建937] （略） [19.2-建938] （略） [19.2-建939]

6 次申請　第 1 回補正（三原燃第 20-0491 号）	12 月 18 日面談コメント反映案	備考
表 1 建－1－1－4　付属廃棄物独立貯蔵庫(4)　仕様表(2/3) （略）	表 1 建－1－1－4　付属廃棄物独立貯蔵庫(4)　仕様表(2/3) （略）	コメント No.2791（NRA コメント No.1218-外部衝撃（建）7）を反映

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
表9-1-2　付属設備未着供給設備　障壁　仕様表(2/3) [illegible] [illegible] [illegible]

6 次申請　第 1 回補正（三原燃第 20-0491 号）	12 月 18 日面談コメント反映案	備考
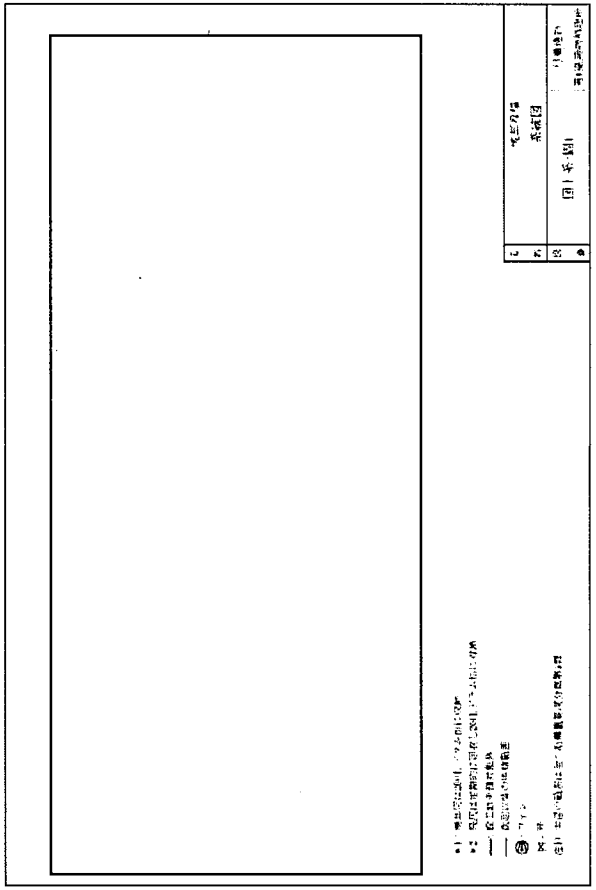	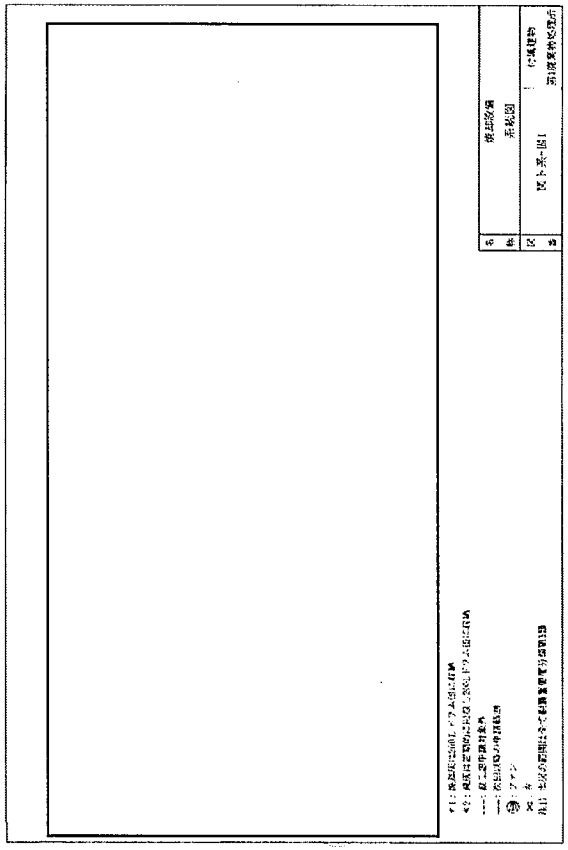	コメント No.2794（NRA コメント No.1218-廃棄（廃）1）を反映

6 次申請　第 1 回補正（三原燃第 20-0491 号）	12 月 18 日面談コメント反映案	備考
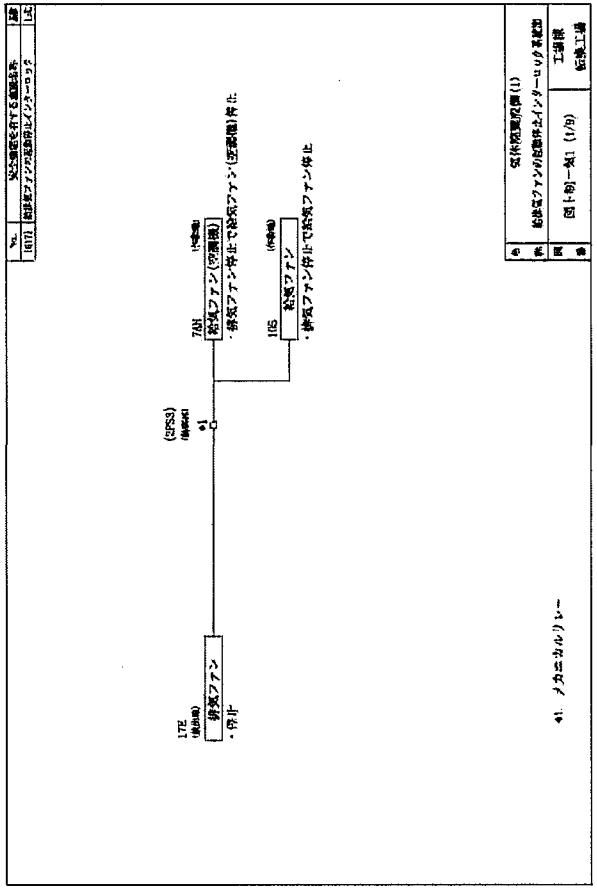	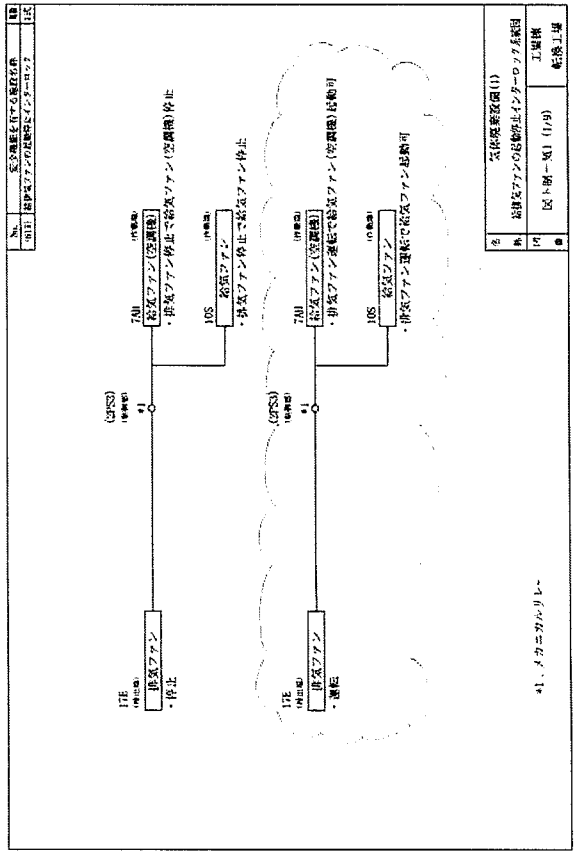	コメント No.2793（NRA コメント No.1218-閉込（廃）3）を反映

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
[illegible]	[illegible]	コメント No.2791（NRA コメント No.1218-外部衝撃（建）7）を反映 （今回の修正箇所を雲囲いで示す）

6 次申請　第 1 回補正（三原燃第 20-0491 号）	12 月 18 日面談コメント反映案	備考
[illegible]	[illegible]	コメント No.2791（NRA コメント No.1218-外部衝撃（建）7）を反映 （今回の修正箇所を雲囲いで示す）

6 次申請　第 1 回補正（三原燃第 20-0491 号）	12 月 18 日面談コメント反映案	備考
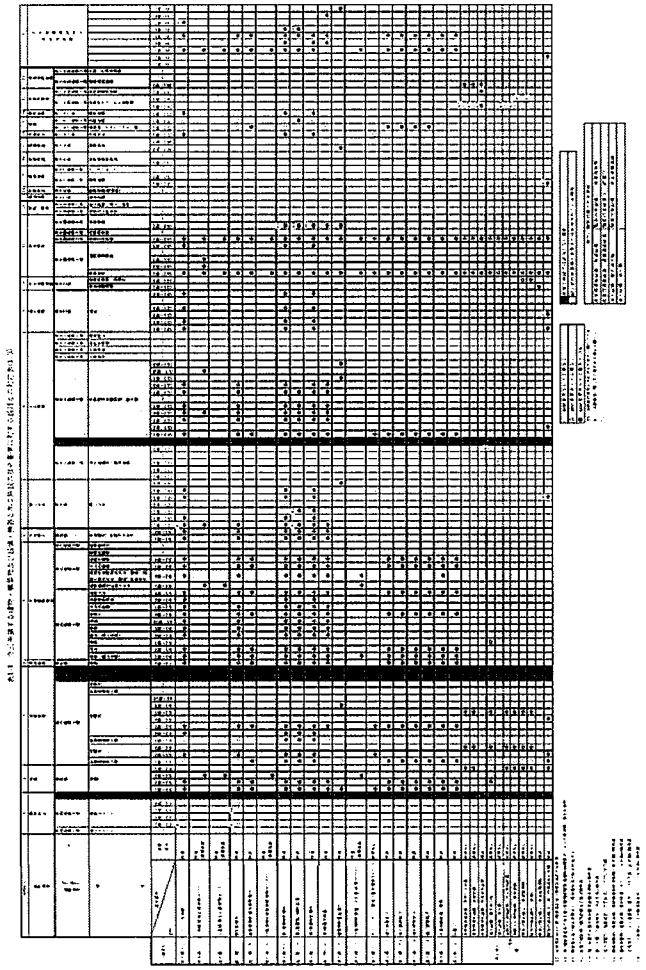	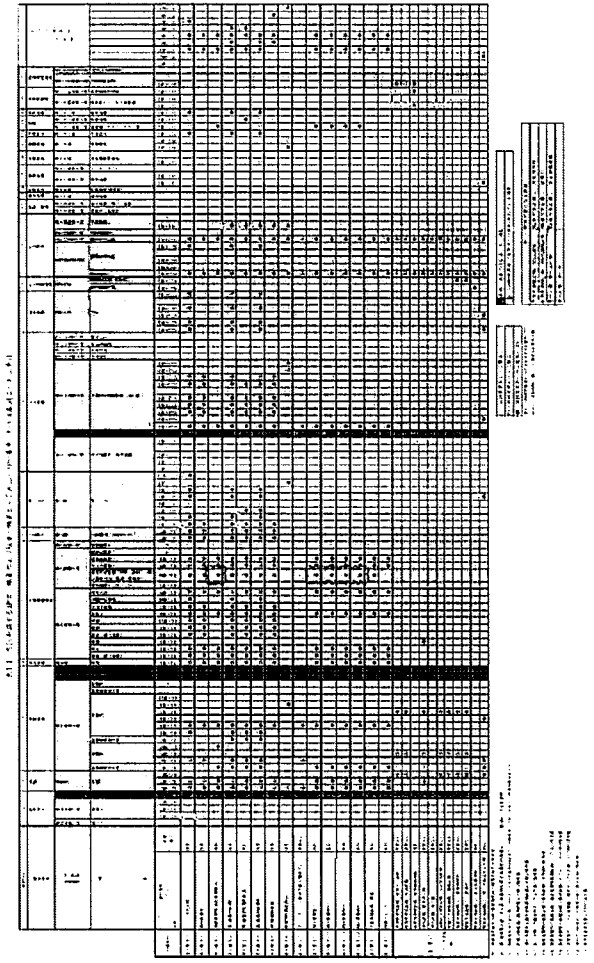	コメント No.2791（NRA コメント No.1218-外部衝撃（建）7）を反映 （今回の修正箇所を雲囲いで示す）

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
ためにに定める防火地域又は準防火地域には指定されていないが、加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計としている。 2．安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において　事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。 （適合性の説明） 事業許可に示すように、国内外の基準や文献等に基づき人為事象を抽出し、敷地及び敷地周辺の状況を基に、加工施設の安全に影響を及ぼし得る人為事象として、飛来物（航空機落下等），敷地内の屋外危険物等貯蔵施設の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害、有毒ガスの７事象を抽出した。航空機落下による影響については第八条の第３項に示すが、航空機落下に伴う火災の影響と残りの６事象については、以下の設計又は詳細により安全機能を損なわないことを確認している。 （1）航空機落下に伴う火災 ○工場棟転換工場鉄扉（SD-2），工場棟組立工場鉄扉（SD-17），付属建物除染室・分析室鉄扉（SD-220） （航空機落下火災） 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」の「付属書C 原子力発電所の敷地内への航空機落下による火災の影響評価について」に基づき，航空機落下確率が　1×10⁻⁷回/年となる地点に墜落した場合を想定し，評価を実施した。評価対象施設は，建物及び加工工程の独立性を考慮し，核燃料物質を取り扱う主要工場である転換工場等，成型工場，組立工場とした。評価の結果，航空機落下で発生する火災に対して，いずれの建物においてもその外壁は損傷せず，外部火災の影響が大きな事故の誘因とならないことを確認した。（9-26） ➢ [8.2-補 1]事業許可に示すように，当社敷地内への航空機落下で発生する火災では３工場（工場棟転換工場（付属建物除染室・分析室を含む），工場棟組立工場）を対象とした。評価の結果，航空機落下で発生する火災に対して，いずれの工場棟転換工場鉄扉（SD-2），工場棟組立工場鉄扉（SD-17），付属建物除染室・分析室鉄扉（SD-220）においてもその鉄扉は損傷せず，外部火災の影響が大きな事故の誘因とならないことを確認した。 （2）敷地内の屋外危険物貯蔵施設の火災・爆発，近隣工場の火災・爆発，有毒ガス ○シリンダ洗浄棟、第１廃棄物処理棟、第１廃棄物処理棟前室、第２廃棄物処理棟、第３廃棄物倉庫、原料貯蔵所、水素供給設備障壁、付属建物除染室・分析室鉄扉（SD-220） （屋外危険物の火災・爆発） 火災・爆発による影響評価のもとに，火災・爆発により核燃料物質を内包する設備が設置されている建物の外壁が損傷しない設計とする。（9-6） LPガス供給設備については，防護対象施設に対して危険限界距離以上の離隔距離となる場所に移設する。（9-23） 高圧ガス貯蔵所については，高圧ガス保安法に基づき障壁を，周囲を囲うように設置する。（9-24）	物は，建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計としている。 2．安全機能を有する施設は，周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において，事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう，防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。 （適合性の説明） 事業許可に示すように，国内外の基準や文献等に基づき人為事象を抽出し，敷地及び敷地周辺の状況を基に，加工施設の安全に影響を及ぼし得る人為事象として，飛来物（航空機落下等），敷地内の屋外危険物等貯蔵施設の火災・爆発，近隣工場の火災・爆発，ダムの崩壊，船舶の衝突，電磁的障害，有毒ガスの７事象を抽出した。航空機落下による影響については第八条の第３項に示すが，航空機落下に伴う火災の影響と残りの６事象については，以下の設計又は詳細により安全機能を損なわないことを確認している。 （1）航空機落下に伴う火災 ○転換工場，組立工場，廃棄物室・分析室 （航空機落下火災） 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」の「付属書C 原子力発電所の敷地内への航空機落下による火災の影響評価について」に基づき，航空機落下確率が　1×10⁻⁷回/年となる地点に墜落した場合を想定し，評価を実施した。評価対象施設は，建物及び加工工程の独立性を考慮し，核燃料物質を取り扱う主要工場である転換工場等，成型工場，組立工場とした。評価の結果，航空機落下で発生する火災に対して，いずれの建物においてもその外壁は損傷せず，外部火災の影響が大きな事故の誘因とならないことを確認した。（9-26） ➢ [8.2-補 1]事業許可に示すように，当社敷地内への航空機落下で発生する火災では３工場（転換工場（廃棄室・分析室を含む），組立工場）を対象とした。評価の結果，航空機落下で発生する火災に対して，いずれの転換工場鉄扉（SD-2），組立工場鉄扉（SD-17），廃棄室・分析室鉄扉（SD-220）においてもその鉄扉は損傷せず，外部火災の影響が大きな事故の誘因とならないことを確認した。 （2）敷地内の屋外危険物貯蔵施設の火災・爆発，近隣工場の火災・爆発，有毒ガス ○シリンダ洗浄棟、第１廃棄物処理棟、第１廃棄物処理棟前室、第２廃棄物処理棟、第３廃棄物倉庫、原料貯蔵所、[廃棄物室（1）（2）（3）（4），分析室鉄扉（SD-220）]水素供給設備障壁、廃棄室・分析室 （屋外危険物の火災・爆発） 火災・爆発による影響評価のもとに，火災・爆発により核燃料物質を内包する設備が設置されている建物の外壁が損傷しない設計とする。（9-6） LPガス供給設備については，防護対象施設に対して危険限界距離以上の離隔距離となる場所に移設する。（9-23） 高圧ガス貯蔵所については，高圧ガス保安法に基づき障壁を，周囲を囲うように設置する。（9-24） ➢ [8.2-補 2]危険物屋外タンク貯蔵所(1)，危険物屋外タンク貯蔵所(2)，危険物屋外タンク貯蔵所(3)，高圧ガス製造所，LPガス供給設備，高圧ガス貯蔵所，A	コメント No.2791、2792（NRA コメント No.1218-外部衝撃（建）7、1218-外部衝撃（建）8）を反映 （今回の修正箇所を雲囲いで示す）

6 次申請　第 1 回補正（三原燃第 20-0491 号）	12 月 18 日面談コメント反映案	備考
➢ 「8.2-補 2」危険物屋外タンク貯蔵所(1)，危険物屋外タンク貯蔵所(2)，危険物屋外タンク貯蔵所(3)，高圧ガス製造所，LP ガス供給設備，高圧ガス貯蔵所，軽油用タンクローリ，灯油用タンクローリ，液化アンモニアローリ，LP ガスローリ，水素トレーラ，タンクローリ，高圧ガス貯蔵所（第二種貯蔵所），LP ガス貯蔵設備，危険物屋外タンク貯蔵所の火災・爆発に対し，外壁までの離隔距離が危険距離及び危険限界距離を上回るか，火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁があるか，火災・爆発の影響を受ける外壁の評価温度が許容温度を下回るため，安全機能に影響を及ぼすことはない。 なお，シリンダ洗浄棟，第 1 廃棄物処理所，第 1 廃棄物処理所前室，第 2 廃棄物処理所及び第 3 廃棄物倉庫は主に廃棄物を取り扱う建物でありリスクが小さいことから，LP ガスローリの爆発評価は，液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて保安距離*を適用し，水素トレーラの爆発評価は，一般高圧ガス保安規則に基づいて，第一種設備距離を適用した。 また，当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はないため，安全機能に影響を及ぼすことはない。 なお，高圧ガス貯蔵所と加工施設の間に，保安距離は確保されているが，万一の爆発に対する追加の安全対策として，高圧ガス保安法に基づいて障壁（鉄筋コンクリート製）で高圧ガス貯蔵所の周りを囲むことにより，爆風を上方向に開放する。なお，水素トレーラ出入口からは側方向に爆風が解放されるが，水素ガス爆発の影響範囲には，接熱材料質を内包する設備が設置されている建物がないため，鉄扉を設置しない。この障壁の据え付け工事が完了し，その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととする。また，LP ガス供給設備については，防護対象施設に対して危険限界距離以上の離隔距離となる場所に作設するため，シリンダ洗浄棟，第 1 廃棄物処理所，第 1 廃棄物処理所前室，第 2 廃棄物処理所，第 3 廃棄物倉庫，燃料貯蔵所の安全機能に影響を及ぼすことはない。 また，敷地外の近隣工場の火災については，事業許可に示すとおり，原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに則り火災・爆発の影響評価を行い，火災・爆発源から建物外壁までの離隔距離が危険距離及び危険限界距離を上回るか，火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁があることを確認した。 評価した結果を添付説明書一 律 5 に示す。 独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)，容器管理棟独立遮蔽壁(5)，防護フェンスは，核燃料物質が内包されている設備が設置されている建物ではなく，外部火災・爆発が発生しても安全機能を損なうことはない。 * 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の第 72 条第 2 号ロに定める一種保安物件に対する距離。 (3) ダムの崩壊 シリンダ洗浄棟，第 1 廃棄物処理所，第 1 廃棄物処理所前室，第 2 廃棄物処理所，第 3 廃棄物倉庫，燃料貯蔵所，独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)，容器管理棟独立遮蔽壁(5)，水素供給設備障壁，防護フェンス ➢ 「8.2-補 3」事業許可に示すとおり，当社加工施設は海抜約 30m～32m の高台に立地しており，加工施設の北方約 2.5km 隔れた低地を流れる久井川上流の新神ダムの崩壊による浸水のおそれはなく，安全機能に影響を及ぼすことはない。 (4) 船舶の衝突 シリンダ洗浄棟，第 1 廃棄物処理所，第 1 廃棄物処理所前室，第 2 廃棄物処理所，第 3	軽油用タンクローリ，灯油用タンクローリ，液化アンモニアローリ，LP ガスローリ，水素トレーラ，タンクローリ，高圧ガス貯蔵所（第二種貯蔵所），LP ガス貯蔵設備，危険物屋外タンク貯蔵所の火災・爆発に対し，外壁までの離隔距離が危険距離及び危険限界距離を上回るか，火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁があるか，火災・爆発の影響を受ける外壁の評価温度が許容温度を下回るため，安全機能に影響を及ぼすことはない。 なお，シリンダ洗浄棟，第 1 廃棄物処理所，第 1 廃棄物処理所前室，第 2 廃棄物処理所及び第 3 廃棄物倉庫は主に廃棄物を取り扱う建物でありリスクが小さいことから，LP ガスローリの爆発評価は，液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて保安距離*を適用し，水素トレーラの爆発評価は，一般高圧ガス保安規則に基づいて，第一種設備距離を適用した。 また，当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はないため，安全機能に影響を及ぼすことはない。 なお，高圧ガス貯蔵所と加工施設の間に，保安距離は確保されているが，万一の爆発に対する追加の安全対策として，高圧ガス保安法に基づいて障壁（鉄筋コンクリート製）で高圧ガス貯蔵所の周りを囲むことにより，爆風を上方向に開放する。なお，水素トレーラ出入口からは側方向に爆風が解放されるが，水素ガス爆発の影響範囲には，接熱材料質を内包する設備が設置されている建物がないため，鉄扉を設置しない。この障壁の据え付け工事が完了し，その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととする。また，LP ガス供給設備については，防護対象施設に対して危険限界距離以上の離隔距離となる場所に作設するため，シリンダ洗浄棟，第 1 廃棄物処理所，第 1 廃棄物処理所前室，第 2 廃棄物処理所，第 3 廃棄物倉庫，燃料貯蔵所の安全機能に影響を及ぼすことはない。 また，敷地外の近隣工場の火災については，事業許可に示すとおり，原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに則り火災・爆発の影響評価を行い，火災・爆発源から建物外壁までの離隔距離が危険距離及び危険限界距離を上回るか，火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁があることを確認した。 評価した結果を添付説明書一 律 5 に示す。 独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)，容器管理棟独立遮蔽壁(5)，水素供給設備障壁は，一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20180323 保第 14 号；平成 30 年 3 月 30 日）に障壁として定められた仕様（厚さ 15cm 以上，高さ 2m 以上）以上の厚さ，高さを有し，予想される外部火災，ガス爆発に耐えられる。 * 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の第 72 条第 2 号ロに定める一種保安物件に対する距離。 (3) ダムの崩壊 シリンダ洗浄棟，第 1 廃棄物処理所，第 1 廃棄物処理所前室，第 2 廃棄物処理所，第 3 廃棄物倉庫，燃料貯蔵所，独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)，容器管理棟独立遮蔽壁(5)，水素供給設備障壁，防護フェンス ➢ 「8.2-補 3」事業許可に示すとおり，当社加工施設は海抜約 30m～32m の高台に立地しており，加工施設の北方約 2.5km 隔れた低地を流れる久井川上流の新神ダムの崩壊による浸水のおそれはなく，安全機能に影響を及ぼすことはない。 (4) 船舶の衝突 シリンダ洗浄棟，第 1 廃棄物処理所，第 1 廃棄物処理所前室，第 2 廃棄物処理所，第 3	コメント No.2791、2792（NRA コメント No.1218-外部衝撃（建）7、1218-外部衝撃（建）8）を反映

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
（第2廃棄物処理所） 外壁（サイディング補強） 鉄扉（新設又は補強） 窓（鋼板で閉塞） （原料貯蔵所） 外壁（鉄筋コンクリート，東側，西側の壁新設補強（鉄筋コンクリート）） シャッター（撤去し鉄扉を新設） 鉄扉（補強） （独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)） 本体（鉄筋コンクリート） （容器管理棟独立遮蔽壁(5)） 本体（鉄筋コンクリート） （水素供給設備障壁） 本体（鉄筋コンクリート） （付属施設防護フェンス） 防護フェンス（全体） （工場棟転換工場鉄扉（SD-21）） 鉄扉（新設） （工場棟組立工場鉄扉（SD-17）） 鉄扉（新設） （付属建物容器管理棟鉄扉（SD-221）） 鉄扉（新設） （付属建物除染室・分析室鉄扉（SD-220）） 鉄扉（新設） ▶ 【99-建4】 第3廃棄物倉庫ドラム缶及び角形容器 更なる安全裕度の向上策として，第3廃棄物倉庫は，F3竜巻（最大風速92m/s）に対し，ドラム缶及び角形容器を固縛することにより飛散を防止する。 緊急対策設備(2)（飛散防止用防護ネット） （風荷重） 屋根が損傷した場合，緊急対策設備(2)（飛散防止用防護ネット）は F3竜巻荷重を受けるが，F3竜巻による風圧力荷重（金網の影響考慮）は廃棄物による荷重より小さく，緊急対策設備(2)（飛散防止用防護ネット）は損傷しない。 （飛散防止） F3竜巻襲来時に屋根が損傷するおそれがある施設（第1廃棄物処理所，第2廃棄物処理所）は，建物内に設置される設備・機器等が建物外部へ飛散することを防止するため，建物の屋根下に緊急対策設備(2)（飛散防止用防護ネット）を設置する。 なお，建物内からの飛散物は，事業許可の記載と同様にダクトを想定している。 （落下防止） F3竜巻襲来時に屋根が損傷するおそれがある施設（第1廃棄物処理所，第2廃棄物処理所）は，ダクトを固縛することで設備・機器への落下を防止する。（添付説明書－建3 要図）	（第2廃棄物処理所） 外壁（本体及び南北渡り廊下）（サイディング補強） 鉄扉（新設又は補強） 窓（鋼板で閉塞） 2階鉄筋コンクリート床 （原料貯蔵所） 外壁（鉄筋コンクリート，東側，西側の壁新設補強（鉄筋コンクリート）） シャッター（撤去し鉄扉を新設） 鉄扉（補強） （独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)） 本体（鉄筋コンクリート） （容器管理棟独立遮蔽壁(5)） 本体（鉄筋コンクリート） （水素供給設備障壁） 本体（鉄筋コンクリート） （付属施設防護フェンス） 防護フェンス（全体） （転換工場） 鉄扉 SD-2（新設） 3階鉄筋コンクリート床 （組立工場） 鉄扉 SD-17（新設） （容器管理棟） 鉄扉 SD-221（新設） （除染室・分析室） 鉄扉 SD-220（新設） ▶ 【99-建4】 第3廃棄物倉庫ドラム缶及び角形容器 更なる安全裕度の向上策として，第3廃棄物倉庫は，F3竜巻（最大風速92m/s）に対し，ドラム缶及び角形容器を固縛することにより飛散を防止する。 緊急対策設備(2)（飛散防止用防護ネット） （風荷重） 屋根が損傷した場合，緊急対策設備(2)（飛散防止用防護ネット）は F3竜巻荷重を受けるが，F3竜巻による風圧力荷重（金網の影響考慮）は廃棄物による荷重より小さく，緊急対策設備(2)（飛散防止用防護ネット）は損傷しない。 （飛散防止） F3竜巻襲来時に屋根が損傷するおそれがある施設（第1廃棄物処理所，第2廃棄物処理所）は，建物内に設置される設備・機器等が建物外部へ飛散することを防止するため，建物の屋根下に緊急対策設備(2)（飛散防止用防護ネット）を設置する。 ~~なお，建物内からの飛散物は，事業許可の記載と同様にダクトを想定している。~~ 第2廃棄物処理所南北渡り廊下にはF3竜巻襲来時に屋根が損傷するおそれがあるが，内部に飛散物はなく，かつ飛来物の飛来方向に対して建物の背面に位置するため飛散防止用防護ネットに設置しない （落下防止） F3竜巻襲来時に屋根が損傷するおそれがある施設（第1廃棄物処理所，第2廃棄物処理所）は，ダクトを固縛することで設備・機器への落下を防止する。（添付説明書－建3 要図）	コメント No.2787（NRA コメント No.1218-外部衝撃（建）3）を反映 （今回の修正箇所を雲囲いで示す）

6 次申請　第 1 回補正（三原燃第 20-0491 号）	12 月 18 日面談コメント反映案	備考
3.3.竜巻荷重と地震荷重の比較 竜巻荷重のうち，最も厳しいものは添付書 3-VII-1-1 表より，独立遮蔽壁（2）の F3 竜巻荷重 w_{F3}=[redacted]Pa である。 これに対し独立遮蔽壁に作用する地震荷重は「添付説明書　補 2 VII. 独立遮蔽壁　耐震計算書」より，水平地震力 0.36 である。 ここで，独立遮蔽壁の最も薄い壁部の水平地震力を算出する。 水平地震力（地上部）　K_H : [redacted] 鉄筋コンクリートの単位体積重量　γ_c(kN/m³) : 独立遮蔽壁厚　t(m) : 仕上げコンクリート厚さ×2　t_1(m) : 壁単位面積当り地震時水平力 $w = \gamma_c \cdot (t + t_1) \cdot K_H$ = [redacted] = [redacted] Pa 最大 F3 竜巻荷重（独立遮蔽壁（2））：[redacted]Pa　単位面積当り最小水平地震力（壁部）：[redacted]Pa また，構造各部の検討においては，F3 竜巻荷重時は終局耐力評価となるのに対し，地震荷重時は短期の許容応力評価となる。 以上より，独立遮蔽壁の検討において竜巻荷重は水平地震力に包絡されるので，竜巻荷重時における各部構造検討は省略する。 4-11	3.3.竜巻荷重と地震荷重の比較 竜巻荷重のうち，最も厳しいものは添付書 3-VII-1-1 表より，独立遮蔽壁（2）の F3 竜巻荷重 w_{F3}=[redacted]Pa である。 これに対し独立遮蔽壁に作用する地震荷重は「添付説明書　補 2 VII. 独立遮蔽壁　耐震計算書」より，水平地震力 0.36 である。 ここで，独立遮蔽壁の最も薄い壁部の水平地震力を算出する。 水平地震力（地上部）　K_H : [redacted] 鉄筋コンクリートの単位体積重量　γ_c(kN/m³) : 独立遮蔽壁厚　t(m) : 仕上げコンクリート厚さ×2　t_1(m) : 壁単位面積当り地震時水平力 $w = \gamma_c \cdot (t + t_1) \cdot K_H$ = [redacted] = [redacted] Pa 最大 F3 竜巻荷重（独立遮蔽壁（2））：[redacted]Pa　単位面積当り最小水平地震力（壁部）：[redacted]Pa また，構造各部の検討においては，F3 竜巻荷重時は終局耐力評価となるのに対し，地震荷重時は短期の許容応力評価となる。 以上より，独立遮蔽壁の検討において竜巻荷重は水平地震力に包絡されるので，竜巻荷重時における各部構造検討は省略する。 3.4.想定飛来物による貫通評価 F3 竜巻による飛来物が独立遮蔽壁に衝突した場合の評価を添付書 3-VII-3-1-1 表に示す。 添付書 3-VII-3-1-1 表　飛来物の貫通限界厚さと壁厚さの比較評価結果 [redacted]	コメント No.2788（NRA コメント No.1218-外部衝撃（建）4）を反映

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
3. 検討結果 構造概要図を添設付3－X1.3－1図に示す。 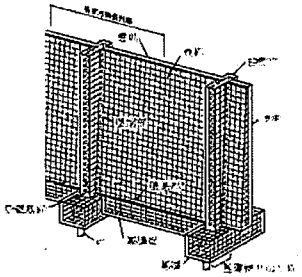 添設付3－X1.3－1図　構造概要図 各障壁の検討結果一覧（検定比）を添設付3－X1.3－1表に示す。 添設付3－X1.3－1表　各障壁の検討結果一覧（検定比） 検討対象 ／ 荷重条件 ／ X1通り WC1 控壁部 ／ X1通り WC2 控壁部 ／ Y2通り WC3 控壁部 ／ X2通り WC4 控壁部 杭の鉛直支持力 杭の引抜力 基礎 壁基部 壁端部 控壁基部 F3 竜巻荷重時 最大検定比 判定 ／ OK ／ OK ／ OK ／ OK 注1）WC1 控壁部～WC4 控壁部の位置は，図9-3-1を参照 注2）　印は F3 竜巻による基礎部作用荷重が他部によるものより小さいため検討省略 以上より，障壁は F3 竜巻荷重作用時に健全であることを確認した。 4620	3. 検討結果 構造概要図を添設付3－X1.3－1図に示す。 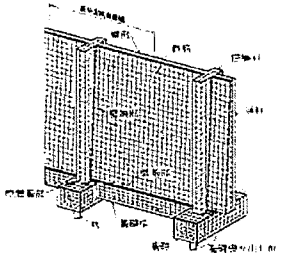 添設付3－X1.3－1図　構造概要図 各障壁の検討結果一覧（検定比）を添設付3－X1.3－1表に示す。 添設付3－X1.3－1表　各障壁の検討結果一覧（検定比） 検討対象 ／ 荷重条件 ／ X1通り WC1 控壁部 ／ X1通り WC2 控壁部 ／ Y2通り WC3 控壁部 ／ X2通り WC4 控壁部 杭の鉛直支持力 杭の引抜力 基礎 壁基部 壁端部 控壁基部 F3 竜巻荷重時 最大検定比 判定 ／ OK ／ OK ／ OK ／ OK 注1）WC1 控壁部～WC4 控壁部の位置は，図9-3-1を参照 注2）　印は F3 竜巻による基礎部作用荷重が他部によるものより小さいため検討省略 障壁の最小厚さ部の想定飛来物に対する貫通評価結果を添設付3－X1.3－2表に示す。 添設付3－X1.3－2表　飛来物の貫通限界厚さと障壁厚さの比較評価結果 障壁の最小厚さ(cm) ／ 鉄筋コンクリート壁の貫通限界厚さ(cm) ／ 評価 ダンパブ物質（大） ／ 軽トラック 29.0 ／ 15.6 ／ 16.1 ／ ○ 以上より，障壁は F3 竜巻荷重作用時に健全であることを確認した。	コメント No.2788（NRA コメント No.1218-外部衝撃（建）4）を反映

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
2.設計条件 2.1.各種条件 目的　：飛来物に対する防護 対象物　：乗用車（バン） 支柱ピッチ：[redacted]m間隔 検討モデル：イメージ図を添設建3－XII.2.1－1図に示す。 衝突回数　：想定した最大級の衝突が同一箇所に複数回衝突する可能性は極めて低いので、複数回衝突は考慮しない。 [redacted] 添設建3－XII.2.1－1図　検討モデル（イメージ図） 2.2.設計用荷重 (1) 飛来物の運動エネルギー 運動エネルギー（K.E.）は、飛散距離が長く、質量の大きい乗用車（バン）を対象とし、水平速度は保守的に乗用車（バン）より速い軽トラックの速度を用いて算出する。 K.E.＝1／2×m×v² ＝[redacted]kJ ここに m(kg)　：[redacted]（乗用車（バン）の質量） v(m/s)　：[redacted]（軽トラックの水平速度） (2) 風荷重 考慮する風荷重は1日常時荷重とする。 風速　V_0(m/s)　：40 4879	2.設計条件 2.1.各種条件 目的　：飛来物に対する防護 対象物　：乗用車（バン） 支柱ピッチ：[redacted]m間隔 検討モデル：イメージ図を添設建3－XII.2.1－1図に示す。 衝突回数　：想定した最大級の衝突が同一箇所に複数回衝突する可能性は極めて低いので、複数回衝突は考慮しない。 ※1：加工施設まで飛来が想定される公道を走行する車両の中で、運動エネルギーが最も大きい車両として設定 [redacted] 添設建3－XII.2.1－1図　検討モデル（イメージ図） 2.2.設計用荷重 (1) 飛来物の運動エネルギー 運動エネルギー（K.E.）は、飛散距離が長く、質量の大きい乗用車（バン）を対象とし、水平速度は保守的に乗用車（バン）より速い軽トラックの速度を用いて算出する。 K.E.＝1／2×m×v² ＝[redacted]kJ ここに m(kg)　：[redacted]（乗用車（バン）の質量） v(m/s)　：[redacted]（軽トラックの水平速度） (2) 風荷重 考慮する風荷重は1日常時荷重とする。 風速　V_0(m/s)　：40	コメント No.2789（NRA コメント No.1218-外部衝撃（建）5）を反映

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
5．端部支柱の検討 5．1．飛来物衝突時の荷重に対する検討 飛来物衝突時の荷重に対する各部材の評価結果を添設書3－XII.5.1－1表に示す。 添設書3－XII.5.1－1表　飛来物衝突時の荷重に対する各部材の評価結果 ［発生応力度 *1 (N/mm²)］［許容応力度 *1 (N/mm²)］［評価結果］ 支柱下端の耐埋性ヒンジ　OK 支柱埋込み部の水平支圧　OK 軸力　OK 曲げ　OK せん断　OK 軸力と曲げ組み合わせ　OK 軸力（控え付）　OK 抗支持力　OK *1：支柱埋込み部の水平支圧，抗支持力については発生応力(kN)，許容応力(kN)	5．端部支柱の検討 5．1．飛来物衝突時の荷重に対する検討 飛来物衝突時の荷重に対する各部材の評価結果を添設書3－XII.5.1－1表に示す。 添設書3－XII.5.1－1表　飛来物衝突時の荷重に対する各部材の評価結果 ［発生応力度 *1 (N/mm²)］［許容応力度 *1 (N/mm²)］［評価結果］ 支柱下端の耐埋性ヒンジ　OK 支柱埋込み部の水平支圧　OK 軸力　OK 曲げ　OK せん断　OK 軸力と曲げ組み合わせ　OK 軸力（控え付）　OK 抗支持力　OK 抜け　OK 金物（シャックル）　OK *1：支柱下端の耐埋性ヒンジの抗支持力，抜け，金物については発生応力(kN)，許容応力(kN)	コメント No.2790（NRA コメント No.1218-外部衝撃（建）6）を反映
5．2．竜巻荷重に対する検討 竜巻荷重に対する端部支柱の評価結果を添設書3－XII.5.2－1表に示す。 添設書3－XII.5.2－1表　竜巻荷重に対する端部支柱の評価結果 ［発生応力度 (N/mm²)］［許容応力度 (N/mm²)］［評価結果］ 曲げ　OK せん断　OK	5．2．竜巻荷重に対する検討 竜巻荷重に対する端部支柱の評価結果を添設書3－XII.5.2－1表に示す。 添設書3－XII.5.2－1表　竜巻荷重に対する端部支柱の評価結果 ［発生応力度 (N/mm²)］［許容応力度 (N/mm²)］［評価結果］ 曲げ　OK せん断　OK	
6．標準部支柱の検討 6．1．飛来物衝突時の荷重に対する検討 飛来物衝突時の荷重に対する標準部基礎の評価結果を添設書3－XII.6.1－1表に示す。 添設書3－XII.6.1－1表　飛来物衝突時の荷重に対する標準部基礎の評価結果 ［発生応力度 (N/mm²)］［許容応力度 (N/mm²)］［評価結果］ 支柱埋込み部の水平支圧　OK 基礎押し抜きせん断 *1　OK *1：標準部の支柱は飛来物衝突時に損傷した場合でも防護フェンスの防護性能に影響しない。	6．標準部支柱の検討 6．1．飛来物衝突時の荷重に対する検討 飛来物衝突時の荷重に対する標準部基礎の評価結果を添設書3－XII.6.1－1表に示す。 添設書3－XII.6.1－1表　飛来物衝突時の荷重に対する標準部基礎の評価結果 ［発生応力度 (N/mm²)］［許容応力度 (N/mm²)］［評価結果］ 支柱埋込み部の水平支圧　OK 基礎押し抜きせん断 *1　OK *1：標準部の支柱は飛来物衝突時に損傷した場合でも防護フェンスの防護性能に影響しない。	

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
ウランの移動に対しては，臨界安全上の所定の容器に収納して行う設計とし，立体角法又は臨界計算コードにより評価し，核的に安全であることを確認する。（2-15） 今回の申請設備において，臨界安全上の所定の容器に収納してウランの移動を行う設備・機器，燃料集合体としてウランの移動を行う設備・機器を添設1-8表に示す。 なお，備考欄の「　」内に示す数字は事業許可の「表　安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 ➢ [4.2・設2]ウランの移動は，その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 添付説明書－設1-4のとおりウランの移動に対しては核的に安全であることを確認した。	ウランの移動に対しては，臨界安全上の所定の容器に収納して行う設計とし，立体角法又は臨界計算コードにより評価し，核的に安全であることを確認する。（2-15） 今回の申請設備において，臨界安全上の所定の容器に収納してウランの移動を行う設備・機器，燃料集合体としてウランの移動を行う設備・機器を添設1-8表に示す。 なお，備考欄の「　」内に示す数字は事業許可の「表　安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 ➢ [4.2－設2]ウランの移動は，その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2－設2(改)]ウランの移動は，その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 添付説明書－設1-4のとおりウランの移動に対しては核的に安全であることを確認した。	コメント No.2795（NRA コメント No.－）を反映

6 次申請　第 1 回補正（三原燃第 20-0491 号）	12 月 18 日面談コメント反映案	備考
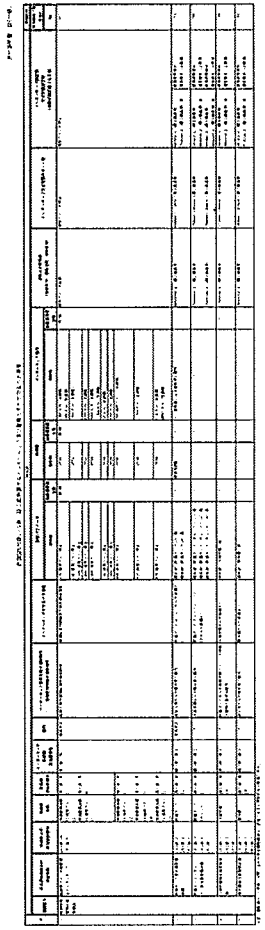	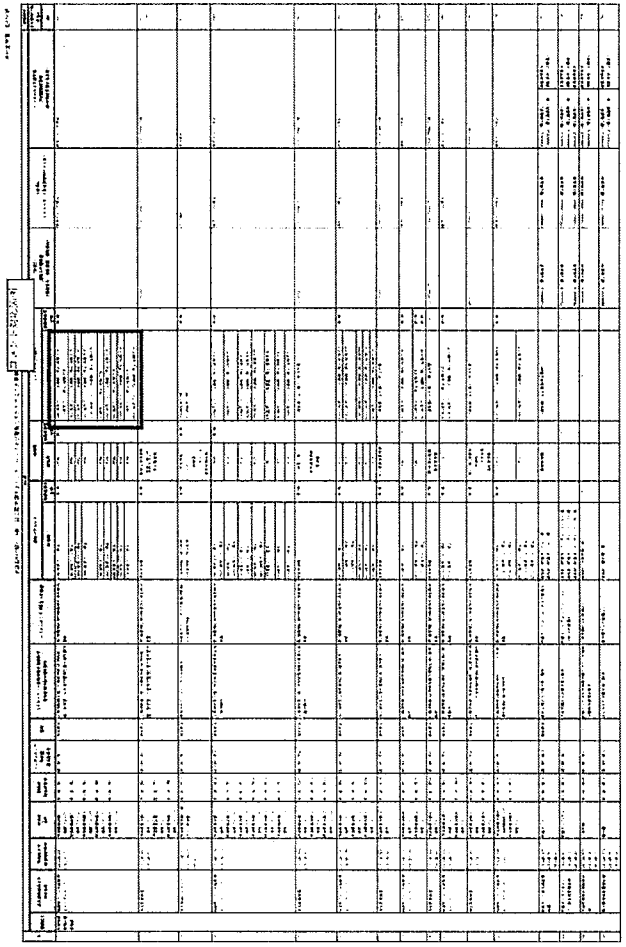	コメント No.2793（NRA コメント No.1218-閉込（廃）3）を反映 （今回の修正箇所を枠囲いで示す）

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
理距離を超えて設備・機器のユニットに近寄り付かないように管理するか又は30.5cm以上のスペーサを取り付けることにより，床に固定した設備・機器のユニットと移動式台車とのユニット表面間距離30.5cm以上になるようにしている。 円ロッドで使用する移動式台車は，臨界安全評価上厳しい位置に移動式台車をおいて，臨界計算コードで計算した結果，臨界計算番号8に示す通り中性子実効増倍率が0.95以下であるため，核的に安全であることを確認した。 ペレット貯蔵室(2)，円ロッド)については，平成17年6月22日付平成17・04・26原第25号で評価を行っており，中性子実効増倍率が最大(k eff+3σ=0.902)となるが，0.95以下であるため，臨界安全であることを確認済みである。 なお，ペレット貯蔵室は，溶着を想定して評価しているため，沉降防止措置は不要である。 (3) 工場棟新設(組立工場)の評価 工場棟組立工場では，添設説1－4－3表に示す5台の移動式台車を使用する。 添設説1－4－3表　工場棟組立工場で使用する移動式台車の名称及び台数 	機器名称	台数
---	---
運搬台車(472)	2台
マガジン架台部(476)	1台
コッドチャンネル用台車(2)(562)	1台
コッドチャンネル用台車(3)(563)	1台
合計	5台 | 組立工場で使用するコッドチャンネル用台車(2)(562)とコッドチャンネル用台車(3)(563)は表面間隔保持のために30.5cm以上のスペーサを取り付けることにより，他の移動式台車・荷動ロッタ及び床に固定した設備・機器のユニットとのユニット表面間距離30.5cm以上を確保している。 また，床に固定した設備・機器のうち，沉降防止措置が必要なものに対して，ユニットから表面間距離が30.5cm以上離れた位置に離隔管理線を引き，移動式台車が離隔管理線を超えて設備・機器のユニットに寄り付かないように管理することにより，床に固定した設備・機器のユニットと移動式台車(運搬台車(472)及びマガジン架台部(476))とのユニット表面間距離30.5cm以上になるようにしている。なお，運搬台車(472)及びマガジン架台部(476)は，ユニット表面間距離30.5cm以上を確保するため，同時に使用しないように管理する。 組立工場で使用するコッドチャンネル用台車(2)，コッドチャンネル用台車(3)，マガジン架台部，運搬台車，燃料集合体検査装置の評価は，臨界計算番号5「燃料集合体一時貯蔵室及び燃料集合体貯蔵室における臨界安全計算」に包含される。 以上より，今回の申請に係る設備・機器は核的に安全であることを確認した。 5092	(4) 加工棟(成型工場)の評価 加工棟(成型工場)で使用する台車の臨界安全評価は，添付説明書一覧1－4－4に付し，2次申請書(令和元年8月9日付原規規発第1908086号)に対する説明から変更はなく，ウランの移動は核的に安全である。 以上より，今回の申請に係る設備・機器は核的に安全であることを確認した。	コメント No.2795（NRA コメント No.－）を反映

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
—	添付説明書－総1－1－付1 加工棟成型工場における 移動式台車・電動リフタの単一ユニット間の 相互干渉作用の評価	コメント No.2795（NRA コメント No.－）を反映

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
—	加工棟成型工場では消添設第1-2-1表(2次)に示す18台の移動式台車・混動リフタを使用する。使用箇所に示す記号(G1～G4)は消防第1-2(2次)に対応する。連絡通路では移動式台車・混動リフタは使用しない。この移動式台車・混動リフタ相互及び加工棟成型工場の壁に固定した設備・機器のユニットとの相互干渉作用の評価結果を以下に示す。なお、本申請で台車の使用エリアの見直しをおこない、ペレット加工室、燃料棒溶接室、工作室、前室(2)、廃液処理室を1つのエリア(G1エリア)に統合した。また、仕上ペレット貯蔵棚用台車(1)を、仕上ペレット貯蔵棚用台車(3)と同じくG1エリアでも使用することとした。 消添設第1-2-1表(2次)　加工棟成型工場で使用する移動式台車・混動リフタの名称及び台数 | 機器名称	台数	使用箇所			
		G1	G2	G3	G4
SUS容器用台車(1)	1台	1台		1台	1台
金属容器(粉末)用台車(3) 1, (3) 2	2台	2台			
ボート(検査)用台車(3)	1台	1台			
ボート(検査)用台車(4)	1台	1台			
ペレットトレイ用台車(2)	1台	1台			
ロータ用台車(2)	1台	1台			
金属容器(ペレット)用台車(2)	1台	1台			
ペレットトレイ用台車(4)	1台	1台			
ロッドチャンネル用台車(4)	1台	1台			
仕上ペレット貯蔵棚用台車(3)	1台	1台	1台		
仕上ペレット貯蔵棚用台車(4)	1台	1台	1台		
混動リフタ(1)	1台	1台			
混動リフタ(2)	1台	1台			
混動リフタ(3)	1台	1台			
混動リフタ(4)	1台	1台			
混動リフタ(5)	1台			1台	
混動リフタ(6)	1台				1台
合計	18台	16台	2台	2台	2台 | (1) ペレット加工室、燃料棒溶接室、工作室、前室(2)、廃液処理室の評価(G1エリア) ペレット加工室、燃料棒溶接室、工作室、前室(2)、廃液処理室で使用する移動式台車・混動リフタは表面間隔保持のために15.5cm以上のスペーサーを取り付けることにより、他の移動式台車・混動リフタとのユニット表面間距離30.5cm以上を確保している。また、床に固定した設備・機器のうち、衝撃防止措置が必要なものに対して、ユニットから表面間距離が15.0cm以上離れた位置に離隔管理線を引き、移動式台車・混動リフタが離隔管理線を超えて設備・機器のユニットに寄り付かない	コメント No.2795（NRA コメント No.－）を反映

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
—	ように管理するか又は30.5cm以上のスペーサーを取り付けることにより、床に固定した設備・機器のユニットと移動式台車・滑動リフタとのユニット表面間距離30.5cm以上になるようにしている。 ペレット加工室、燃料体溶接室、工作室、前室（2），廃液処理室で臨界安全評価上厳しい位置に移動式台車・滑動リフタをおいて，臨界計算コードで計算した結果，臨界計算番号202次に示す通り中性子実効増倍率が0.95以下であるため，核的に安全であることを確認した。 (2) 粉末貯蔵室（1）（63ニ9ア），粉末貯蔵室（2）（64ニ9ア），ペレット貯蔵室(62ニ9ア)の評価 加工棟成型工場の粉末貯蔵室（1）（62ニ9ア）では SUS容器用台車（1），滑動リフタ（5）を使用する。また，粉末貯蔵室（2）（64ニ9ア）では，SUS容器用台車（1），滑動リフタ（6）を使用する。 これについては，平成16年9月20日付平成16・09・21原第15号で評価を行っており，粉末貯蔵室（1）では，中性子実効増倍率が k_{eff}=3σ=0.555，粉末貯蔵室（2）では k_{eff}=3σ=0.679となって 35，0.95以下であるため，臨界安全であることを確認済みである。 ペレット貯蔵室(62ニ9ア)では，仕上りペレット貯蔵棚用台車（3），（4）を使用する。これについては，臨界計算コードで計算した結果，臨界計算番号202次に示す通り中性子実効増倍率が0.95以下であるため，核的に安全であることを確認した。 粉末貯蔵室（1），粉末貯蔵室（2），ペレット貯蔵室については，常着を想定して評価しているため，転倒防止措置は不要である。 以上より，今回の申請に係る設備・機器は核的に安全であることが確認された。	コメント No.2795（NRA コメント No.－）を反映

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
—	臨界計算番号242次） ペレット加工室、燃料棒溶接室、工作室、前室（2）、廃液処理室(G)エリア(1/2)における相互干渉作用の評価 加工棟成型工場でペレット加工室、燃料棒溶接室、工作室、前室（2）、廃液処理室(G)エリア）で使用する移動式台車・遮蔽リフタ及び設備・機器の単一ユニット間の相互干渉作用の評価のための臨界計算を行い、中性子実効増倍率が0.95以下であることを確認した。 加工棟成型工場で使用する移動式台車・遮蔽リフタは全部で18台であり、G1エリアでは16台使用する。これをkeff が一番大きいロータ用台車（ロータの直径30cm、高さ17cm）におきかえ、移動式台車・遮蔽リフタを4×5配列した体系（保守的で、かつ解析が可能な体系として設定）で解析した。また、臨界安全評価上厳しい位置として、減速度管理がなされていない100.0ラッシュを取り扱うことにより、中性子実効増倍率が最も高くなる設備・機器である洗浄ボックス及び洗浄水循環槽の近くに台車をおいて、計算を行った。計算モデルを別図1(242次)に示す。 洗浄ボックス（目的制限値は濃縮度5%以下、質量17.5kg以下）は、17.5kgUの球でモデル化した。洗浄水循環槽（目的制限値は濃縮度5%以下、厚み11.7cm以下）は、実形状を基に幅57×100cm、高さ11.7cmの直方体とした。また、臨界管理及び移動式台車・遮蔽リフタのスペーサーにより設備・機器のユニットと移動式台車・遮蔽リフタとのユニット表面間距離を30.5cm以上が担保されるため、洗浄水循環槽の近傍にロータが表面間距離30.5cmで4×5配列した体系とし、下面はコンクリート全反射、側面及び上面は水全反射とした。 燃料領域はいずれも均質UO_2-H_2O系（濃縮度：5%）とし、燃料領域の径及び空間水密度をパラメータとしたサーベイ計算をJACSコードシステムにより行い、最適減速条件の中性子実効増倍率を求めた。 別図2(242次)に示すように径=6、空間水密度1.0g/cm³の時に中性子実効増倍率が最大（keff+3σ=0.922）となるが、0.95以下であるため、臨界安全であることが確認された。	コメント No.2795（NRA コメント No.－）を反映

6 次申請　第 1 回補正（三原燃第 20-0491 号）	12 月 18 日面談コメント反映案	備考
—	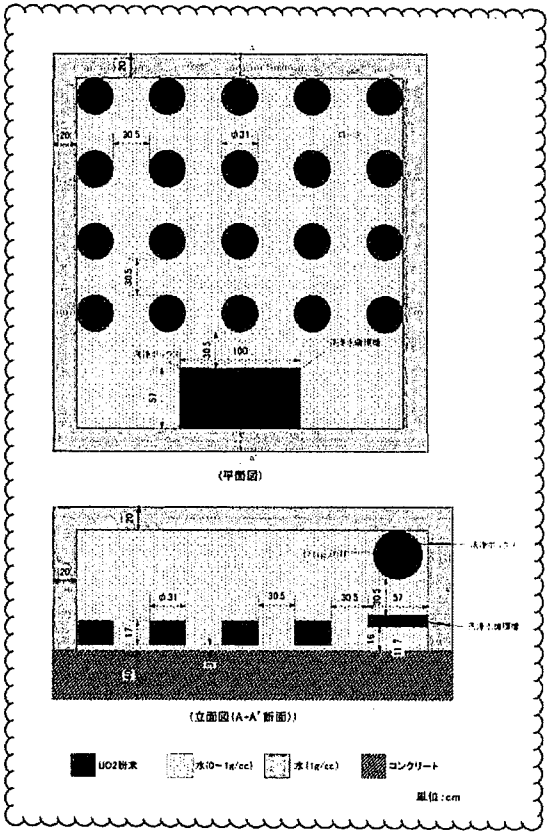 別図(12 次)　計算モデル（洗浄水循環槽・洗浄ユニット等移動式台車・溶動モード）	コメント No.2795（NRA コメント No.－）を反映

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
—	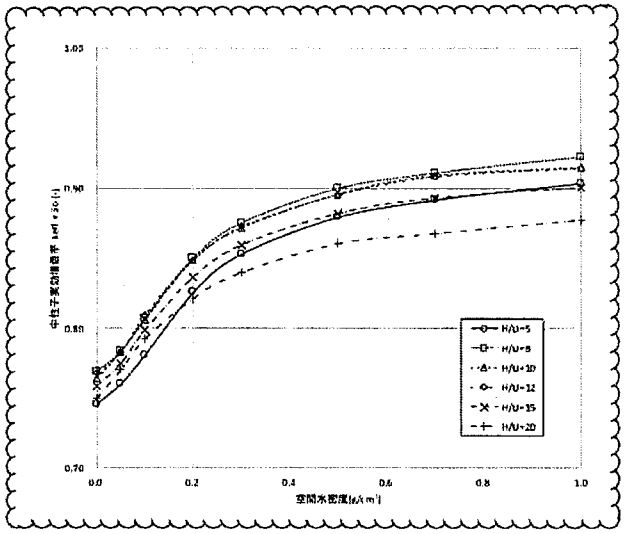 粗目型位置図　計算結果	コメント No.2795（NRA コメント No.－）を反映

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
—	臨界計算番号3(2次)　ペレット貯蔵室（32ユニット）における相互干渉作用の評価 仕上りペレット貯蔵棚(1)～(32)には濃縮度5%以下の仕上りペレットを貯蔵する。各貯蔵棚は桐製の囲いにより囲むこととし、ペレット貯蔵室には貯蔵棚を16セット×2列並べる。なお、仕上りペレット一時貯蔵棚(1)、(2)は仕上りペレット貯蔵棚(1)～(32)と同じ構造のものであり、仕上りペレット貯蔵棚(1)～(32)の評価に包絡される。 仕上りペレット貯蔵棚（1）～（32）（面図へ設－22(2次)参照）及び仕上りペレット貯蔵棚用台車（3），（4）（面図へ設－23 26(2次)参照）の単一ユニット間の相互干渉作用の評価のための臨界計算を行い、中性子実効増倍率が0.95以下であることを確認した。 計算モデルを図1(2次)に示す。貯蔵棚寸法を厚さ70.0cm、幅100.0cm、高さ170.0cmとし、貯蔵棚内部に濃縮度5%、理論密度100%の10.ペレットを充填した。貯蔵棚は通路を挟んで16基/列×2列並べ、一つの列中の貯蔵棚の間隔は28.0cmとし、通路を挟んだ貯蔵棚の間隔は140.0cmとした。さらに、仕上りペレット貯蔵棚用台車（3），（4）による搬送・積付けを考慮し、基数を2基増加させた。 減速条件は、貯蔵棚内部は100%の飽和水蒸気を仮定し、下面及び側面はコンクリート全反射、上面は水全反射とし、JAIS コードシステムにより中性子実効増倍率を求めた。なお、ペレット貯蔵室には水配管が設置されていないため、室間水密度を変動させた解析は実施しない。 計算された中性子実効増倍率の最大値は $k_{eff}+3\sigma$ 0.815であるが、0.95以下であるため、臨界安全であることが確認された	コメント No.2795（NRA コメント No.－）を反映

6次申請　第1回補正（三原燃第20-0491号）	12月18日面談コメント反映案	備考
—	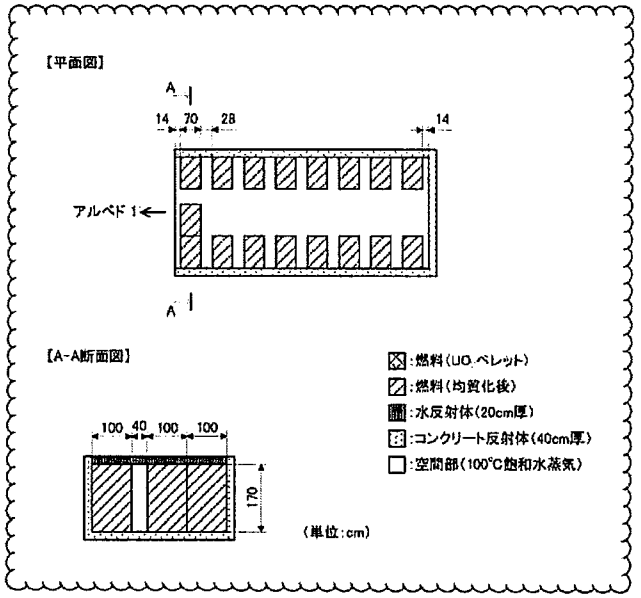	コメント No.2795（NRA コメント No.－）を反映